醫業家譜

五

慶應義塾大學
醫學部
富士川文庫

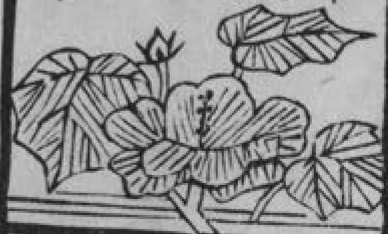

75

i 111

490.28
Ig
5

F 5
イ-38

富士川家藏本

醫業家譜篇巻五

目錄

千百石	數原通玄	
四百石	數原玄英	尚絅
五百俵二十人扶持	數原清菴	
七百石二十人扶持	橋隆菴	元春
八百石	山田立長	敬信
三百俵	山田宗圖	正淵
五百石	村田長菴	
三百六拾俵	村上良德	

490.28
I
No. 2277
1R i 111
慶應義塾大学医学部北里図書
慶應義塾大学医学情報センター
昭和47年6月22
富士川文庫
254
Kitasato Memorial Medical Library

二百俵
三十人扶持
二百俵
五百五十石
五百石
二十人扶持
三百五十俵
三百俵二十人扶持
三百俵
二十人扶持
二十人扶持

村山自伯
村山春重
村岡玄騰
高麗雲祥
余語古菴
中川常春院法眼
岡了節
岡三琢
岡仁菴
一

高千百石

糀町天神裏
數原通玄

數原氏ハ本国ハ近江ニて敏達天皇より出る橘朝臣諸兄卿後胤
と云々後冷泉院の御宇ニ二位令[illegible]ニ亀ヶ尾を領する中兵
其祖数原と云ふ初橘宗安といふ若狭国住せる往古ゟ
今出川二千石を領せられしと後陽成院の御時ニ数原法眼
宗和ハ初名にして医家の大家篤く精ニ令名を得て
其後に家を仁術を施す事の餘[illegible]慶安三年宗
一家しぬ
大蔵氏より出る[illegible]

三百俵月俸六十口を給ふ同四年辛卯年法眼に叙せられ
万治二年己亥十二月法印に叙せられ御加増二百俵合せて
五百俵六十口を賜はる寛文二年壬寅三月病に罷りて
死去す年七十二男ハ家信といふ又法眼に叙し御番を相勤
四男敬通といふ家の的ハ此人中興を相続てこれを賜はれ
月俸を給はり療を申付すとはしく寛文二年正月
病に罷死し小石川の覚寺に葬りて法名を春岳院
観誉月山と号し其子なり通玄家遂仁術に称れ
相勤二百俵を賜はりける八ちく元禄三年庚午九月
常憲院殿の御時に召され侍医に擢れ年俸二百俵を賜はる同十年
奥医師御番例のごとく御薬を調しこれハ法眼に叙

御使番まで務て法眼に叙せられ御加増三百俵
都合五百俵を相続ありて同十三年庚辰正月にて御加増
百俵都合六百俵を賜はる同十四年辛巳四月
鶴姫君御疱瘡に付昼夜相勤御薬を調し御褒美を給はる
御加増二百石を賜ふ同十七年甲申正月廿八日
一位様御疱瘡に付御薬を調しこれハ故に念入と
仰られて都合八百石地方を賜はる宝永七年庚寅死
四月
八重姫君御疱瘡に付御薬を調しかは御褒美として御加増
二百石同年正徳元年辛卯
憲廟薨御の時一同御免奥医師と同じく正徳五年にて卒

元月十六日名醫くわしく故に来ひ奥御醫師に召出され法眼に
叙せられける其後法印に叙せられ正徳六年丙申六月十六日
卒歳六十六歳にして死去小石川[illegible]寺に葬る法名
元長院壽亨[illegible]と号して[illegible]閑[illegible]娘を
妻として一男二女をうむ一男ハ尚白女子ハ[illegible]八郎兵衛と
云削[illegible]に嫁す元禄[illegible]妻となる尚白ハ元禄六年癸酉
二月十日[illegible]御目見得申上[illegible]御家流と云ふ[illegible]
道[illegible]と改む宝永二年乙酉十一月[illegible]
常憲院殿に[illegible]召見し[illegible]正徳六年丙申四月十七日父元長院の跡
千五百石を相続[illegible]
[illegible]と号す享保十四年己酉六月十三日奥醫師に召出され

同年十二月廿八日法印に叙し同十九年正月
寛延四年辛未十二月十三日卒
有徳院殿[illegible]に仕へ一国[illegible]北列となる宝暦四年甲戌八月
六十四歳[illegible]院[illegible]に仕へて家業を命せられ
[illegible]家[illegible]同年九月廿三日[illegible]
同年十二月十六日再度奥御醫師に命せられ明和二年乙酉
三月十五日歳七十七歳にして死去法名道[illegible]院徳[illegible]居士
と号して[illegible]享保九年甲辰十月十五日[illegible]られ
寛保三年癸亥二月十五日父[illegible]家督[illegible]中根流
新道[illegible]白英と[illegible]白英ハ正徳四年甲午十一月十五日
池田[illegible]尚白の嗣となる

明和三年丙戌四月十九日父九郎式千五百石之内千石を
下され 五百石ハ玄英か叔父の清水尚泰へ
分知せらる 玄英ハ通玄と号す 同年十二月
二十一日奥医となり 時に二十二歳 通風元因父九郎遠孫
千石之とおり 安永八年十二月廿六日病死せり
元因宗家を継 長兄玄英を養子とし 元因か
跡千石之とおり 千石の名を
今に継承せり

高四百石

數原玄英　尚絅

數原通玄法眼尚由か實子二男 明和三年丙戌四月
二十六日 四百石を以分家となり 松平安芸守に附属
玄希とも玄仲尚恭と号す 同四年十一月二日はしめて年始
拂領し 安永四年二月朔日奥医師となる 同年
十二月十八日法眼に叙せられ 天明五年七月二十六日
玄英とあらため 同六年正月二十六日奥医師となり同六年
十一月法印に叙せられ 同七年 御中老となり
蓮光院殿附属せられし 寛政二年庚戌十二月二十八日
玄英尚絅亡父遺跡四百石を相続して 奥医師に候
とあり

高五百俵二十人扶持　数原清菴

清菴か家ハ数原氏にて嫡家よりハ志摩守橘宗安より清菴迄ハ宗和を始として代々医師となり清菴ニ至りて五百俵廿口を賜り其子宗信寛文二年十二月より又清菴か跡目を請しつぎ各とらへ其子宗菴高盛元禄八年七月十七日より御医
常憲公の御覚ありて御家業御断して其後又氏連庵と称して清菴と名乗り其子清菴宗和其子清菴と迄称せり

数原家系図

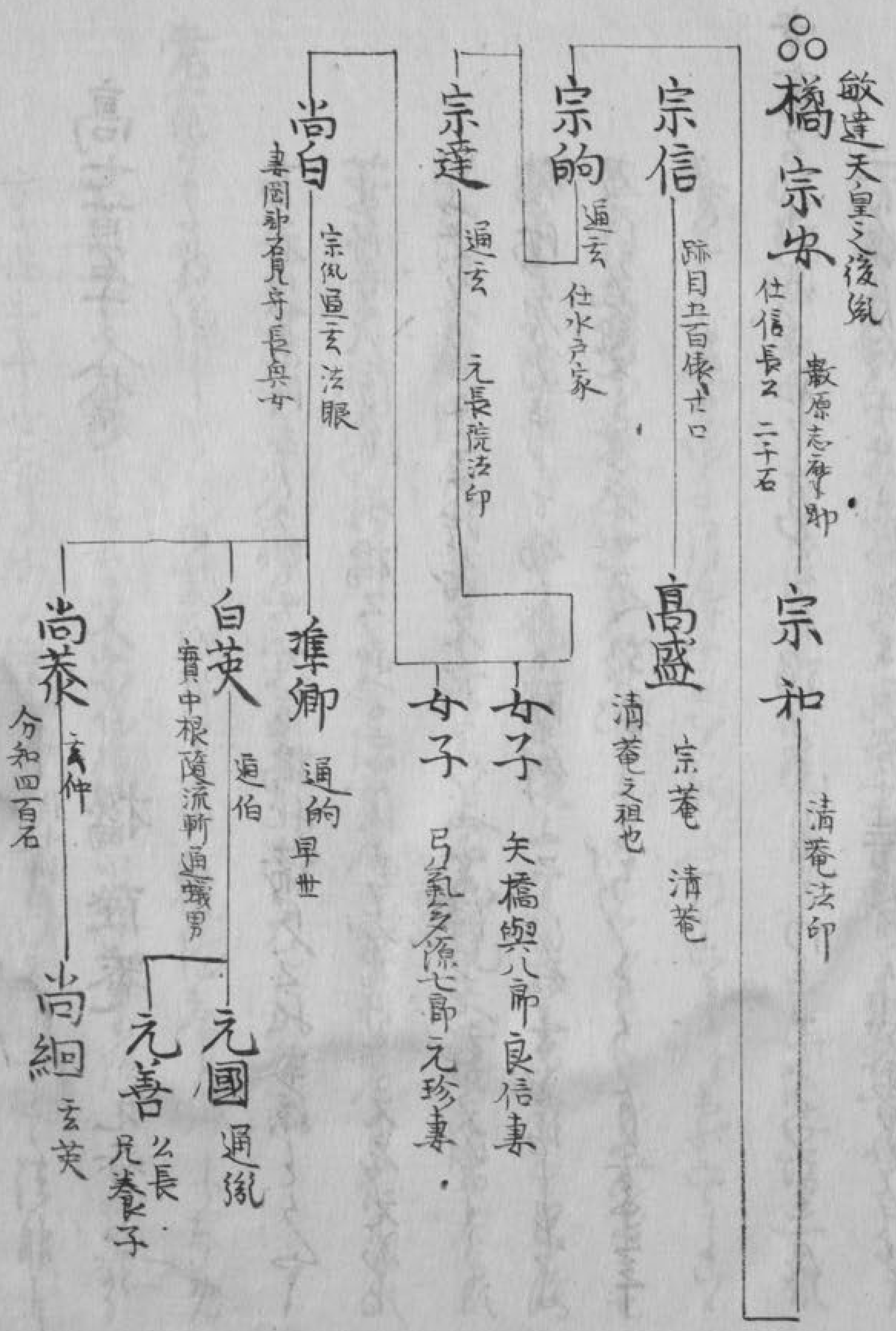
○○橘宗安　敏達天皇之後胤　数原志摩守　仕信長公　二千石

宗和　清菴法印

宗信　跡目五百俵廿口

高盛　宗菴　清菴　清菴之祖也

宗珣　通玄　仕水戸家

宗達　通玄　元長院法印

女子　矢橋與八郎良信妻

女子　弓気多源七郎元珍妻

尚白　宗仙通玄　法眼　妻岡部右兵守長與女

準卿　通昫　早世

白英　通伯　實中根隨流軒通職男

元國　通胤

元善　幺長　兄養子

尚恭　寅仲　今知四百石

尚絅　玄英

小川町神保小路

橘隆菴　元春

高七百石十人扶持

先祖ハ薬師寺とて左大臣橘氏諸兄公の末孫とかや薬師寺次郎左衛門尉橘公義か末流にて薬師寺元右衛門元欣といふもの有ける其子隆庵元常といふハ薬師寺を称せしか橘隆庵とあらためて初めて医術にいそしみ群書を修しけれハ名医とよハれ世にも秘蔵にまかりけり貞享三年（丙寅七月十六日）

常憲院殿御代に初て召出され御目見えをゆるして同年十二月廿八日俸二百俵月俸十口を新規にたまハれ侍医たりしを命せられし

法眼に叙して元禄十年丁丑冬十二月廿八日に御加増百俵をたまハる

法印に叙せられ薬師寺宗仙院とあらためし所又御加増二百俵合せて五百俵に月俸十口を給ふ同十六年癸未正月十一日御加増二百石を都合七百石を地方にて給はる宝永六年己丑十月廿六日隠居し享保五年庚子五月廿六日に病死して隠居

天沢山麟祥院に葬る法名を宗仙院天真元常といふ

其子元胤なきにより金沢長庵の二男元春を養子とす

元春本家にありて元禄六年癸酉十一月廿六日はじめて

常憲公に拝謁しその後薬師寺に付て橘隆庵とあらため御児

宝永六年己丑十月廿六日又宗仙院か家督を相続し寄合に列す

享保三年戊戌七月廿八日侍医となり同年十二月廿七日法眼に叙す

叙せらる同十九年甲寅十二月廿八日法印に叙し宗仙院と
号す延享三年丙寅三月老衰に依て隠居し同四年丁卯
四月廿七日卒す年七十七にて死去し麟祥院に葬る法名洞
宗白院敬嶽元孝と号す さて元孝か家をとらる此後
出す此四男ハ別段に新家を取立られ薬師寺元信と
称し御小性組となる橘元孝か弟隆庵元徳ハ兄か跡を継き家督
師に召出され法眼に叙せられたり元文五年庚申正月十六日
父より先に死去せらる是れに依て元孝ハ吉田梅庵か二男を
養子として延享三年丙寅に家督を譲る是又隆庵と云ふ
奥御医師となり後法眼に叙し其後法印に叙せられ宗仙
院と号す其子元春も隆庵元春と称せり

藥師寺家系圖

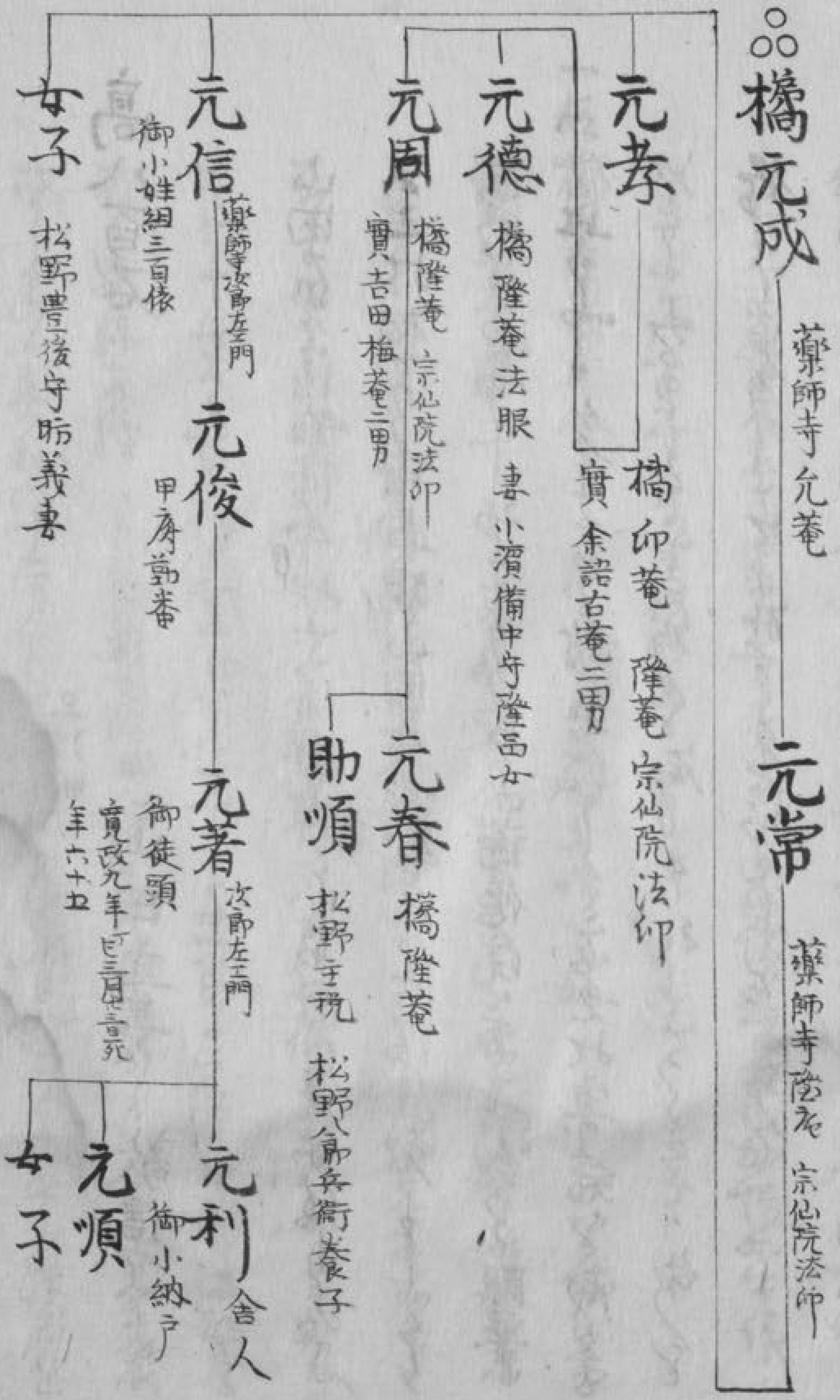

○○橘元成　藥師寺允菴

元常　藥師寺隆庵　宗仙院法印

元孝　橘　卯菴　隆菴　宗仙院法印　實余語古菴二男

元徳　橘　隆菴法眼　妻小濱備中守隆品女

元周　橘隆菴　宗仙院法印　實吉田梅菴二男

元春　橘隆菴

助順　松野千硯　松野八郎兵衛養子

元信　藥師寺次郎左衛門　御小姓組三百俵

元俊　甲府勤番

元著　次郎左衛門　御徒頭　寛政九年丁巳三月廿三日死　年六十五

元利　舍人

元順　御小納戸

女子

女子　松野豊後守昉義妻

高八百石

三川町

山田立長　敬信

山田家ハ清和源氏土岐流ニして本国ハ伊勢路なる故よ
家三代桐谷ニて中興祖山田玄長敬元ハ洛陽氏若年ニして
東都よ下向し初メより曲山謙徳院の弟子となりて医業
を学ひ多年ありて精熟仕して元来其氏富ニ脈を識る事
いちしるしくして世ニ聞え御医ニ稀とあるより術を
称さる仍ありしによりて元禄九年丙子始て
桜田御殿ニ召出され奥医師ニ命せられ年俸二百俵を
給ふ其後御家督にて宝永元年甲申十二月

西城ニ従ひ・西丸ニ御供し奥医師となり法眼ニ
叙せられ同年ニ至りて御役料御加増
二百石正徳元年辛卯十二月十八日ニ御加増二百石を依
合せて八百石となる同六年丙申五月十二日
一位様御医師ニ命せられしかとも依て辞し御寄合となる享
保十三年戊申十一月十九日卒す歳六十八歳ニして病死法号惟含寺
ニ葬る法名瑞應院法眼真斎道壽と号ス敬元の子なるを
あるしるしもありて継きし幹軒元古継術ニ家の事を叙
嘉永十二年享保十三年戊申十二月ニ元古継術ニ家督
被ニ達源ニ侍し元長と改め小普請組となる元文元年丙辰
六十二才ニ卒す於二十二年にして不幸にして惟含寺ニ葬る法名を

新硯院橋井宗亮鳳翠と号し候ニて又之長敬之父並孫
八百石ニ至りて候し由其醫師とて有りしか天明元年辛丑七月
廿九日死去し　唯今手ニ至りて法名寛相院釋真如道儀と
号し候ニて叔意早世し於男元春嗣信即ち子とて元春
元年辛丑七月十二日本丸ニて又之長敬之子家督八百石ニ至り候
元長とて候しも有し

高三百俵

目平御門　山田宗圓　正興

山田家ハ宗圓ニ至り宗圓ニ至りて初めて山田氏を称すると云ふ
山田とて候ハ山田宗圓代長といふもの名醫の由也

宝永六年ニ至りて奥へ召出され法印ニ叙し寿院
由緒也とて候て

文眼ハ名ハ道克し其後ハ業を継ぎて同年秋七月十二日御醫
師ニ召出され新規ニ切米二百俵下され正徳二年壬辰
十二月ニ御番醫ニ仰付二百俵加増せられ三百俵となされ法眼ニ叙せられ
同年ニ未だ十一月の分れ其名ニ合せ候とて元文元年二月比
三月廿八日隠居し自分ニ法眼とて同六年辛酉二月十八
其母八十七歳ニて死去せしも今之人慶安寺ニ葬りし法名を
大観院宗圓法眼帰空自休と号し候ニて宗元ハ初ハ
より学問を好み精力を励ミて業ニ勤め門人とありし所ニ
辞書ニ在りしたると　上聞ニ達し其れハ享保九年辰七月十六

有徳院殿に召出され別して年俸二百俵を下され儒者の列と

命せらる四年八月十一日死して

有徳院殿に謁見し其のちに還俗して山田大助と改め同年

九月より御前に於て經書の講釋を勤め解剖并に

ならしと元祖し感賞せられしとなん彼是にても大助又

宗圓と名を改めて至極しく役にて万病節に又宗圓か

嫡孫の養子となり元文二年丁巳三月廿七日家督二百俵を賜わ

隠し宗圓と改めん今又宗圓に於て蟄居仰付らる

（村田元哲三男七代）

村田長菴

高五百石

先祖村田長菴仁術仙哲の良医たるをもって元禄十二年己卯

三月廿日にめし出されて

常憲院殿に召出され謁見して其のちまた新規に切米二百俵を下され出勤

師となる四年六月法眼に叙せられなほ精勤勤むるを以て

猶御加増ありて都合五百石を賜ひ法印に叙せられて杏林院と

号して宝永六年己丑正月

法眼家を継て四年二月九日卒其子家を今とあり同七年庚寅

十二月十五日老病たるにより隠居して其子村田壽庵に家禄

四年丁亥六月十二日に死して

常憲院殿に謁見し其後同七年庚寅十二月十五日又杏林院と号し御番

五百石を下され隠し同年十八日一度一生を勤して出勤す

ろすと名附し志ゝるを以て連綿として長崎にいくらる三代
六年丙午七月死去し同年四月六日ニ召るゝ高房迄廣五百石を
相ふ此後二十二ヶ年此時まゝるを擲し只百口拾俵を下
さらしとそく

高三百六拾俵　村上良徳

村上氏ハ本国丹後にして家之良氏ハ大内左京大夫義弘
末子義隆ハ世此孫村上東庵と申ぬ称之ことに故ハ姓の
上文字を用ゆ東庵か子春竹純法眼宗叢といふもの
丹後国桑田郡此にかれて江戸へ出て医学を志し
功積年月を以て終に家法氏法眼を経一家業を
起しものそこ此年召せられ次に十二年此功顕れ
世に称ふ此良醫と名を得たり此孫村上三右衛門を名乗りを
後に養子となりて寛永七年正宗寺にて新規に召出され
御医師となりて後末二百俵を給ひ同五年死して
文郁の子諸見し又父業を見てえ功業を以て御加増二百俵
ありて法眼に叙せらる延宝元年に去り御用九段下にて所
並屋敷三百六十坪を拝領す同六年丙申正月十三日死して
其分となりて元文二年丁巳十二月十二日隠居し同年正月十三日
死去して享年能にある葬る青松院春純宗吉とおくる其子
是ハ村上三右衛門の墓坊にある春純法眼の子と村上良

元宗院といふ元文二年十二月廿日父養純か家督を
継き四百俵を賜ふ其後寛延年中奥醫師に忠良
弱冠にて法眼に叙す又ゆるされて宝暦十二年二月
廿四日に死去し嗣子なき故法名を浄徳院良元宗僧と
号す子なきにより元風宗西ハ[illegible]二月良元宗栄か
嗣となり[illegible]良順[illegible]良安信昌か嗣となり其内
四十俵を減し三百六十俵を賜ふ[illegible]良使享和元年二
十二月廿二日に逝去三百六十俵を相續せしむ

高三百俵

本石丁
村山自伯

村山自伯か家は實ハ其父自伯ハ松平安藝守家
臣の某にて其伴[illegible]元禄四年[illegible]
十九歳[illegible]作[illegible]家を相續して寛政二年に死去せしむ
村山元徳に寛政二年[illegible]自伯か遺跡を相續三百俵を
下さる元林[illegible]自伯と改名し[illegible]三百俵
二年[illegible]村山[illegible]三百俵
二年[illegible]十二月[illegible]又自伯か遺領二百俵[illegible]
[illegible]自伯と改名[illegible]
時[illegible]年[illegible]早[illegible]醫師[illegible]
[illegible]
自伯[illegible]又自伯か[illegible]

跡を継き三百俵を賜て同職を勤むる也

浜町吉田佐馬やしき

高三十人扶持

村山春童　時保

村山元振ハ[illegible]か弟にして家業を継き外科術に精し

かゝりけれハ梅田[illegible]に召出され月俸三十口を給ひ

寛永元年甲子十月西丸に出仕し外科医師となる

同十年三月卒其子沛安外科を命せられ元禄三年（庚午）

二月廿日卒す

浄圓院君外科追而召出され命せられ日々[illegible]

[illegible]二[illegible]江戸

来[illegible]年[illegible]此[illegible]を継く村山白春と

いふ[illegible]年[illegible]春文元振に[illegible]連添月俸三十口を[illegible]

幕府[illegible]医官列[illegible]

頻[illegible]

連綿として今此村山春童[illegible]

神田佐久間町

高二百俵

村岡玄膳

村岡氏ハ[illegible]列[illegible]

[illegible]村岡[illegible]

[illegible]寛永[illegible]年

丁亥十月廿一日めしかへされて

常憲院に謁見し、のち同年十二月十一日めされ新規御切米二百俵下され

奥医師に命せられ、のち法眼に叙せられ、同二年己巳正月

ちう今於　法他界に付て由緒書をそへ奉る

正徳二年壬辰六月十九日死去し年五十　牛込宗参寺に

葬り法名を泰雲院法印安厳玄碩といふ　これによりて

林良喜澤　常憲院に於て御目見して父に先たちて

常憲院に謁見し、のち正徳二年壬辰八月十一日父の遺跡二百俵を

下され小普請に列し、のち医業をもつて奉仕し同年丙申

病死して子なし　林良玄碩　享保元年丙申十月廿六日跡式二百俵を

まかり小普請組にありて宝暦六年丙子十二月十五日死去せり

年六十　宗参寺に葬る　法名を高嶽院松岳玄碩といふ　これを

林良益叙　遺跡をまもりし　安永三年甲午十二月廿六日死去し

宗参寺に葬る　法名を祥院浄安良叙といひて　其子孝運

遺跡をまもりし　寛政十一年己未六月　父病死せしも　法名を

泰陽院玄性孝運といふ　其子玄碩良節　遺跡をまもりて

奥医師となりて後辞して　小普請組となる　文化三年丙寅

十月廿六日父没して　其子玄膺　文化　二百俵をまもりて

高五百五十石

高麗雲祥　安性

元高麗より来りて御当家に召され　弘前より　来る　成敗国

元禄年中ニ召出し後ニ此頃より中奥へ召出され

御医師となりて後ニ召出されて御番医となる

其後ハ医学を学し家業を継き総名を継き

御同朋部屋より召出され御医師となる年俸二百俵を給され

延宝八年庚申九月　御番医となり其後法眼に叙す

同年十二月廿六日御加増百俵にて三百俵を給ひ御小普請入

貞享二年十一月十九日御加増三百俵之地を給ふ

御小姓組ニ入同年戊辰法眼に叙す其後御奥医師となり

知行五百石を賜り元禄元年戊辰青木　徳川殿

御礼として　御目見仕る　其後八　享保

六年辛丑十一月二十六日　其後法眼に叙し

右島ゟ書付ととる同十年　法眼　御医師

其後一世一代を勤し　其後世々奥医師に勤む

いくら

高五百石

本所林町

余語古庵

余語氏ハ其家を継て家業を継ぐ事を余語氏ニ

医者ニ成名を業世々ニ勤む

大蔵ニ於て召出され御目見仕る百俵を給ひ法眼となる

寛文九年己酉十二月　御番医を百俵にて給ふ

延宝五年丁巳十二月廿七日御目見百俵加増三百俵を給ふ

天和元年辛酉十一月十九日に召出され百俵下されて（二百俵下され）
されけれ元禄七年甲戌十二月寿養と改て隠居し同八年
乙亥十一月病死跡目法眼休元家督十五歳にて玄房
三百俵下されて召出し二男印房元寿ハ薬師寺
[illegible]中川[illegible]法眼と
いへり[illegible]平安[illegible]にして[illegible]寿
村[illegible]門に入て[illegible]して[illegible]元禄[illegible]
[illegible]法眼[illegible]元禄[illegible]年[illegible]十月[illegible]
神[illegible]

常憲院[illegible]召出し[illegible]業[illegible]同七年甲戌十二月[illegible]文[illegible]
[illegible]三百俵[illegible]隠居し[illegible]同十二年[illegible]十月[illegible]

され宝永元年甲申　此ニ殿[illegible]医師所ニ出
せられ同年[illegible]法印[illegible]同年[illegible]
英　此ノ殿[illegible]法印二百俵都合五百俵
二十石[illegible]保[illegible]年丙申十二月十一日法眼[illegible]
同年[illegible]
印房[illegible]同年七月十六日に病死[illegible]七十二歳[illegible]
[illegible]硯寿堂[illegible]法眼[illegible]享保
八年癸卯二月[illegible]
有徳院[illegible]召出して同二十年[illegible]文[illegible]五百石を
[illegible]自作[illegible]居[illegible]
中川の名字を給ハし[illegible]医師[illegible]

古庵と改名しける安永七年戊戌八月十九日春秋八十歳
ここに病死 龍光寺に葬る 法名を浄蓮院天得元清と号しけり
ここに古庵瑞馥 父の迹継を相続し 寛政三年辛亥七月十五日
病死しけり 法名を梅存軒瑞馥と号す 瑞馥實子なく
ここに依りて寛政元年に至りて池原長仙院法印の二男を
養子として是れを良伯といふ 寛政三年辛亥父死して
古庵の迹継を相続し 同四年壬子に寄合医師となりけり
文化二年乙丑尾張守殿附となりけるが程なく同年
早世四月十日春秋六十二歳にして死去す ここに良伯父
の迹継を相続せり

駒籠龍光寺金浩瑞善碑銘

瑞善實平安人祖中川隆玄父中川養玄母石川氏
少来東都依喜多村安齋先生故侍醫古菴
君余語有二男長字之以無行見放其女元出
嗣橋氏即今侍醫山宗仙院法印於是以瑞善養
子元禄五申十月見
上同七十二月為嗣三百俵号
古菴同十一年十月為直醫員宝永元申四月水
戸殿藤氏附五月加二十口同五戊子春藤氏
薨有命加二百俵享保元十二月法眼同二十乙卯
宴辭金三枚同七月十五日死七十二碩壽堂法
眼瑞善先生

高二十人扶持

中川常春院

中川氏ハ京都にありて中川隆玄といひける[illegible]川氏を娶りて金居瑞善を生[illegible]金居瑞善ハ江戸に出て金居氏の家を継法眼となりて禄に五百石二十口を[illegible]瑞善中川氏の家に[illegible]寛[illegible]二十口と二男中居瑞芳に[illegible]瑞善の[illegible]五百石ハ長男[illegible]居瑞[illegible]にゆづられ月俸[illegible]二男中川中居瑞芳[illegible]瑞芳ハ中川氏を称し[illegible]元文二年[illegible]

寛[illegible]瑞芳嗣[illegible]家を継て久[illegible]二男を[illegible]して[illegible]義方と号し中川[illegible]といふ元文二年[illegible]安永八年[illegible]十一月[illegible]五十歳[illegible]法[illegible]慶[illegible]院[illegible]義方入[illegible]常春院を[illegible]号し安[illegible]年[illegible]文[illegible]月俸二十口[illegible]となりて[illegible]医師となりて法[illegible]中川常春院を称し[illegible]

菅原姓
余語古菴 始良仙
大猷公御代為侍醫

三以 庵

元孝 檣橋
宗仙院法印
宗仙院元常養子

瑞善 恕菴法眼
實京都住人中川養玄男
實母石川氏

瑞碩 古菴 始長菴
五百石

瑞成 古菴

瑞〇 良仙
實池原長仙院法印二男

藤原姓
瑞芳 中川專菴
分知月俸廿口

義方 專菴
實久野伊兵衛豊雅
實母諏訪氏
享保十五年庚戌五月廿二日生
白山御殿
安永八年己亥十二月二日死
春秋五十

瑞照 隆玄專菴
常春院
母入江氏

女子
延享三年丙寅十月廿五日死
年二十二

高三百五十俵

本郷大根畑
岡了節 庚

岡了節ハ加藤八右衛門の子にて宇多源氏佐々木氏末流なり紋ハ
五七の桐を紋とせり 本祖岡了庵ハ醫道功者たるをもつて
御国府殿に召出され 御切米二百五十俵を給ふ 延宝八年庚申九
八月
御本丸に召出され御醫師となる 同十二月廿六日加増
百俵にて都合三百五十俵となる 貞享四年丁卯に病死しけれハ子
昌可庵といふ 同年十一月十一日父了節の跡三百五十俵を相續
し 小普請組同居上屋敷の長屋を賜り 同九月六日にて
常憲院殿の御譜代となし 元禄四年辛未七月廿一日

養英ハ法名を實智院心岳圓淨と号ス [illegible]
とらふ元禄四年辛未七月廿六日ニ遺跡三百五十俵を相續し小普請ニ
入後上野介ゟ組となりて後ゟ有節と改む同八年乙亥七月廿九日
中根大隅守組の附となりて

常富ハ留見ノしと申も出生ニ而 [illegible] 享保十四年己酉三月廿七日 [illegible]
同年十二月廿四日ニ病死せり光林寺ニ葬る法名不染院自然證寂と
号ス [illegible] 酒井 [illegible]
小普請組 [illegible] 同年 [illegible] 三月廿七日ニ
病死 同年十一月ニ葬る法名源真院宗和全徹と号ス [illegible]
仲宗文化元年 [illegible] 七日 [illegible] 法名を [illegible]
号ス [illegible] 有節清眼と [illegible]

高三百俵二十人扶持　岡仁菴

先祖ハ本国備前ニして鎌足十一代工藤太夫為憲か後胤
伊豆の国 [illegible] 茂宗 秀俊 [illegible] 左近 [illegible]
九十三代 [illegible] 秀俊 [illegible]
貞保 [illegible] 宗 [illegible] 中 [illegible]
[illegible]

仁菴ハ留見ノ [illegible]　上意 [illegible] 備中国 [illegible]
宗 [illegible] 文 [illegible]
[illegible] 享保十九年 [illegible]

明石掃部全登か侍にありしに大坂の城に籠りけるに[illegible]

討死して能[illegible]来

東照宮御不豫に上洛ありけるに元和元年二月[illegible]秋十月[illegible]京都

[illegible]として鍼[illegible]御[illegible]奉る[illegible]

以て宮[illegible]中風[illegible]し[illegible]しける[illegible]流

とりける依て後人[illegible]京都に[illegible]

[illegible]次家室[illegible]年より[illegible]を好み[illegible]御[illegible]を

志し[illegible]して道和と改め[illegible]して此業を

[illegible]皇子に[illegible]寛永十三年[illegible]

[illegible]三歳法名[illegible]と[illegible]

[illegible]を業として[illegible]寿元を

以て[illegible]寿元は[illegible]

[illegible]とて寿元[illegible]

[illegible]志し[illegible]して[illegible]

[illegible]寛永[illegible]年[illegible]十月[illegible]京都[illegible]

[illegible]関東[illegible]

[illegible]して

大蔵[illegible]日本[illegible]三百[illegible]

[illegible]

[illegible]寛永[illegible]年[illegible]

壬辰十二月十[illegible]元和元年[illegible]十二[illegible]

[illegible]隠居し[illegible]

元禄四年辛未九月廿日療治出精によりて五年より御合力米三百俵
并ひ隠居せし静隠にくたされける同人ハ小普請組に属せり
然とありしか同七年甲戌十一月十四日卒す歳八十七歳にして病死して
浅草霊雲山梅林寺に葬る法名を松月院法眼静隠寿元と
号しける 寿元か子南庵を病療寿元といふ 母ハ吉田意安
法印宗恪か女なり 延宝元年癸丑十一月廿六日初て
厳有院殿に謁見しまつる 天和元年辛酉十二月廿六日父寿元隠居しく
その家督を継き三百俵を拝領せしむ寄合に列ともなる 貞享
元年甲子十月廿六日御番医師となる 元禄五年壬申奥医
師に進み出勤をゆるされて同年十二月廿五日江戸御備にて致仕
同十年丁丑八月廿一日江戸に帰陣ゆるされて病に菜をもつて
御業精力をつくしけるゆへに 寛永三年己巳七月十二日奉り
てたまハされけれとも御例の医師とありて宝永二年
乙酉十二月廿六日法眼に叙せられけり 父寿元か跡を継きて子孫まて
続くと毀嫡に〆静隠寿元ハ並ひ三百俵を続けり 小普請組に
ありしかおよそ有らく松平大膳大夫医師吉田浄庵法印宗
元安か子宝林寿信を其後に子とす 凡寿信其子となり又
同年十月廿六日元服して
常憲院殿に謁見しまつる 同七年甲戌十二月十二日父隠居の跡三百俵
をたまハり 小普請組に属せり 同十年丁丑七月廿一日
奥医師に召し出され 寛永三年丙午十一月廿日
松平右京大夫医師より又同十年十月廿六日月俸二十口を給ひ本給の外

享保四年己亥八月十六日行年六十七にして死去す法名を生壽院一道宗貫と号し葬所吉田三条安清寺
嫡之三男捨若宗怡と申せしか病身にして引退す
享保十年を以て數宗清居高麗之四男
寛文と申し出生する也 養子となりて享保四年己亥
十一月達願之百俵とも相續し中奥御番醫師より
寛保四年(?)七月(?)と命せらる
同十年丙午十二月十六日奥醫師と成られて同年
丙辰八月卒す

天英宗(?)玄(?)隣房せられ奥御医料(?)百俵とも下され遂申せり寛保元年
辛酉四月十九日一同御免(?)なと申つて同年六月に三十(?)才(?)にて病死す

醫師より命せられ同三年癸亥五月十七日病死 行年二十六歳
法名南涼院柏岩宗樹と号し葬所寿光寺
ある女子一人あり此書院寺なる安兵衛の所望(?)に応し此女子 熊野(?)部
とし 勤ふ御供かなる 寛年(?)中より 熊野(?)御 寛年中より
おかの寿庵と申し 寛保三年癸亥正月十二日 文壽居
遂願之百俵とも相續し 中奥御番醫師より十九歳と成る
寛延四年辛未二月十九日に病死す 法名八千代院寿仙宗安と
号し壽涌(?)と申す 熊野御番役 寛延四年辛未九月十九日文
文居遂願之百俵とも相續し 中奥御番醫師同年四月病死
となりて 剃髪し 道(?)和と改めし 明和七年庚寅三月
十日病死 行年三十二歳 法名を心解院本然居無と号し

元和寛永のころ東林春庵法印當宅之二百俵常にして是を
世々にとせり　寿庵と寛暦四年甲戌六月二日此世を去て
明和七年庚寅十一月又元和北法眼三百俵と相續し小普請
組となり判然として雲郷と改名す元和と号して寿
元和寿庵と云て世々寿庵を称すれとも仁庵と連綿せり
文化七年庚午冬十二月寿庵法眼此時職分を三百七
十俵十八口と称して今ハ持高也
御利来

高三百俵　岡寿庵　道固

仁庵の家と同じくして見南庵法印寿元法子隠居して
號に家を南庵法印寿元法眼寿元ともす寿元伝ひの後
嗣子幼く後来三百俵ともされ元文三年戊午正月廿九日
八十六歳にして病死し隠居を桃林子に譲り法名を桂徳院と
号す寿元子なく随人見元安之子を養子とし
此れ後寿元法眼と相続しける寿元法中國早病死しけれ
ば寛永五年戊子九月二日其後寿庵に号す同六年七十九
云々

文眼子を嫡子として名を快庵と改め継書文此三百俵を
相續し奥医師となり法眼に叙し宝暦九年
二月十五日根林寺に葬る室本院とよふ

其子塚良精又此道脈を伝へ又其子東庵寛永年中

法印の二男にて奥医師となりて法眼に叙せられけり

其家系道関と連綿しけり

高二十人扶持

筋違御門外

岡田東渕　晴弘

岡田氏ハ本国尾張にして浪々して京師に居て医術を学ひ

其後岡田東庵といふ外科并脈に精しけれハ

櫻田御殿にて召出され月俸二十人扶持を給ふ宝永元年甲申

十二月　西丸へ従ひ　本丸に移る

本丸に移りて御番医師となり同年甲子まて病死せられけると

岡田玄庵といふ宝永元年甲申十二月西丸　又其后に其近侍

月俸二十口を給はりし　東渕といふ[illegible]

高二十人扶持

中村玄種　知隆

中村氏ハ本国作州にして　本名志村といふ　花菱を

紋とせり　中村宗碩といへる医官　御番医に給仕

櫻田御殿にて召出され甲府にて浅月俸二十人扶持を下され

けり　宝永二年乙酉甲府より出府し　江戸に移りて　出番相務

ける　享保五年に病死しけり　中村玄種享保五年庚子此

十月跡を文宗碩か遺跡二十人扶持を給はりしより出番相

[illegible]

岡氏世系

[illegible]

秀俊　岡九郎右エ門
居阿州岡城

房俊　岡寿作守
仕細川讃岐守之勝

元重　岡惣兵衛
仕細川讃岐守之持後移備前國仕宇喜多和泉守直家

元忠　平内豊前守
生國阿波國城後移備前國
仕宇喜多中納言秀家二万五千石為家臣
文禄二年癸巳八月九日朝鮮役於釜山浦病死年五十七

貞綱　太郎右エ門　越前守
生國備前
仕宇喜多中納言秀家後奉仕
大神君五千石
於京妙顯寺切腹

某　平内
篭大坂城　切腹

家俊　九郎右エ門
生國備前
仕宇喜多中納言後浪人

家重　孫傳次　号道和
始業醫於京都ニ死

家成　市助
於戸川肥後守許ニ死去

元勝　九郎左エ門　号智菴
住京都　業醫

元安　五郎左エ門
不好醫業仕戸川内蔵助
居備中國早島

良忠　國富源右エ門
居備中早嶋

女子　醫師
大膳大夫良菴妻

壽元　甫菴　法眼　致仕　号静隠
生國山城

女子　[illegible]
戸川内蔵助安明妻

女子　町醫師
鈴木理庵　妻

壽益　甫菴　道渓　法眼

女子　[illegible]
田澤道徴之進妻

女子　[illegible]
中川加左エ門　妻

壽恩　快恩
實ハ岡五郎左エ門元安男
實ハ國富如岩後良女
生國備中早島

壽明　多門　智菴　早世
實ハ國富源左エ門良忠男

壽精　道渓

壽信　宗椿　大菴
實吉田隆菴素元男

宗恮　替吉　甫菴
實吉田意安法下宗恪二男

壽寛　玄端　大菴
實數原清菴高盛四男

壽滿　熊之助　大菴
實加藤太郎兵衛光隆四男

壽倫　熊之助　道知